

適切な健保連人間ドック健診に望まれる要件について

健診団体連絡協議会「適切な健保連人間ドック健診に臨まれる要件」

人間ドック・予防医療学会
健診施設機能評価委員会

石坂 裕子

協会けんぽに（全国健康保険協会）による
人間ドック費用補助実施機関の選定に関する支援説明会

2025年4月24日 博多

人間ドック費用補助実施機関の選定

- 円滑な人間ドック健診の開始及び契約実施機関の質の確保の観点から、**現行の生活習慣病予防健診実施機関**のうち、以下の条件を満たす機関を対象に公募を行います。

- (1) **当該健診機関が健診団体連絡協議会（健団協）において取りまとめられた「適切な健保連人間ドック健診に臨まれる要件」について、協会けんぽが指定する団体から認定等を受けていること。**

(2) **人間ドック健診を受診した特定保健指導該当者に対して、特定保健指導の初回面談を健診当日に実施し、かつその継続的支援及び実績評価まで実施できる体制を有すること。**

- なお、当該認定等の取得に向けて、新規に申請を行う健診実施機関については、各団体での認定等に一定の期間を要すことから、加入者の受診機会の確保を鑑み、**当面の間、当該認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会けんぽ支部に提出することにより、認定等の取得に代えることができる**こととします。

- **認定にあたり協会けんぽが指定する団体は以下のとおり**です。各団体が実施する機能評価等の認定については、いずれも認定項目に「適切な健保連人間ドック健診に臨まれる要件」を含んでおりますが、その他の事項や申請に係る手続き、費用等については、各団体により異なります。詳細については、申請を希望する団体にお問い合わせください。

団体名称	機能評価等名称	担当部署等	連絡先	URL
日本人間ドック・予防医療学会、 日本病院会	健診施設機能評価	健診施設機能評価事務局	● kinouhyouka@ningen-dock.jp ● 03-3265-0088	https://www.kinouhyouka.jp/portal/top/
日本総合健診医学会	優良総合健診施設	優良認定専用窓口	● jissa@jmhts.org ● 03-5413-4400	https://jhep.jp/jhep/sisetu/nst01.jsp
全日本病院協会	健康保険組合連合会・ UAゼンセン人間ドック認定	人間ドック担当者	● ningendock@ajha.or.jp ● 03-5283-7441	https://www.ajha.or.jp/hms/medicalcheckup/
全国労働衛生団体連合会	労働衛生サービス機能評価	機能評価事務局	● kinou@zeneiren.or.jp ● 03-5442-5934	https://www.zeneiren.or.jp/service/

人間ドック費用補助実施機関の選定

①協会けんぽの生活習慣病予防健診を実施している

②日本人間ドック・予防医療学会
日本総合健診医学会
全日本病院協会
全国労働衛生団体連合会

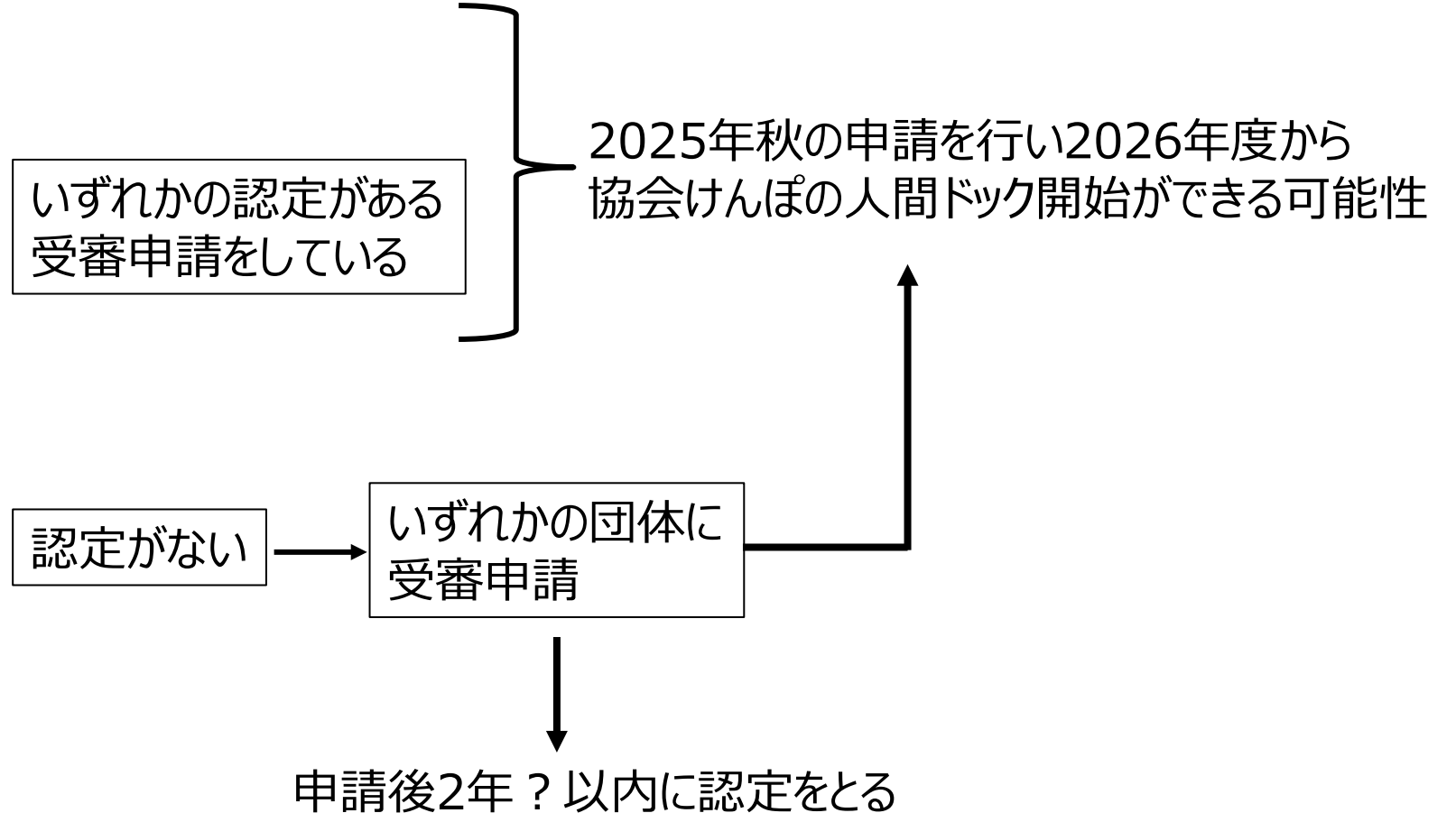
いずれかの認定がある
受審申請をしている

2025年秋の申請を行い2026年度から
協会けんぽの人間ドック開始ができる可能性

認定がない

いずれかの団体に
受審申請

申請後2年？以内に認定をとる



(参考) 健診団体連絡協議会「適切な健保連人間ドック健診に臨まれる要件」

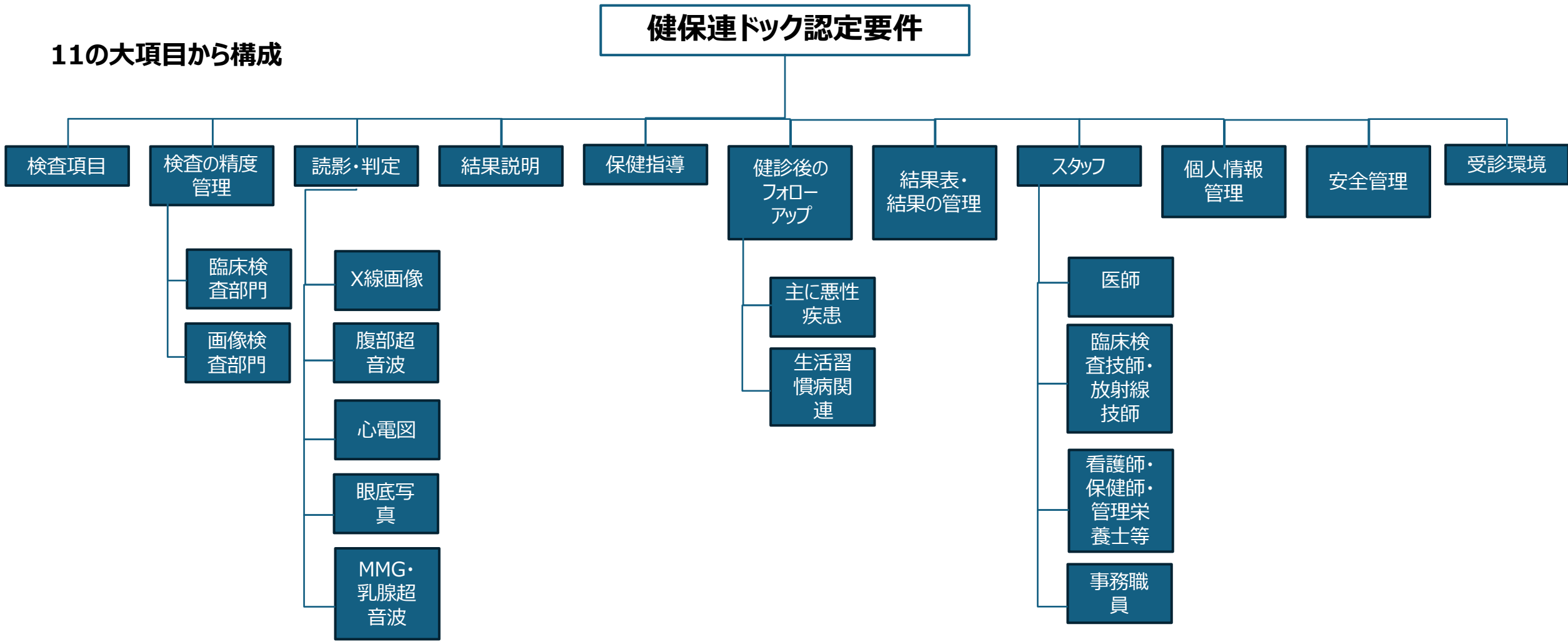
大項目	要件	備考
1.検査項目	健団協の提示する 基本検査項目を適切に実施 すること。 医師による診察 （胸部聴診、頸部・腹部触診など）を漏れなく行うこと。	
2.検査の精度管理	①臨床検査部門 a.人員：熟練した要員を有すること。 b.設備：基本検査項目を十分実施し得る部屋・機器を有すること。 c. 手順（マニュアル）：点検・トラブル対応も含むこと。 d. 内部精度管理と外部精度管理 サーベイの実施。（*1） e. 具体的な改善と精度保障のしくみを有すること。 （*2） ②画像診断部門 a.人員：熟練した要員を有すること。 b.設備：基本検査項目を十分実施し得る部屋・機器を有すること。 c. 手順（マニュアル）：点検・トラブル対応も含むこと。 d. 具体的な改善と精度保障のしくみを有すること。 （*2）	*1 外部精度管理は、年間に複数回のサーベイを複数機関から定期的に受けることが望ましい。 *2 精度管理委員会などを設置して是正方法を検討し、年間複数回の定期的サーベイの結果を確認するなど。
3.読影・判定	①X線画像の読影・判定 a. 専門的知識を有する医師が読影・判定 を行うこと。 b. 医師のダブルチェック体制 があること。 ②腹部超音波検査の読影・判定 a.専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。 ③心電図の判定 a.専門的知識を有する医師が判定を行うこと。 ④眼底写真の判定 a.眼科医または専門的知識を有する医師が判定を行うこと。 ⑤マンモグラフィ検査・乳腺超音波検査の読影・判定 a.専門的知識を有する医師が読影・判定を行うこと。 b.マンモグラフィ検査は医師のダブルチェック体制があること。 ⑥ 病理細胞診は専門医とスクリーナーの有資格者が実施 すること。（*3） ⑦ 施設内で判定基準が明確 であること。 ⑧ 読影の記録 を残すこと。健診時や読影・判定時に過去の結果が参照できること	※①～⑤の「専門的知識を有する医師」とは各科専門医を含む。 *3 専門医とは、日本病理学会認定病理専門医を指す。病理細胞診を外注している場合は、委託先より専門医であることを示す書類を取り寄せて確認していること。
4.結果説明	原則健診当日に、医師による結果説明を実施 すること。	

大項目	要件	備考
5.保健指導	人間ドック健診結果に基づき保健指導を実施する体制があること。 ※ここで言う保健指導は、特定保健指導に限らず、人間ドック健診受診者に対する生活習慣改善や健康増進のための指導、受診勧奨などを指す。 ※保健指導の実施者は医療職とし、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.1版）」に準ずること。（*4） 協会けんぽは特定保健指導の当日実施を必須としている	*4 国が定める特定保健指導実施者 ①初回面接、行動目標・支援計画の作成、保健指導の評価の実施者：医師、保健師、管理栄養士、一定の保健指導の実務経験のある看護師 ②上記①以外の特定保健指導の実施者（継続支援等）：医師、保健師、管理栄養士、その他栄養指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有する者（例：健康運動指導士、T H P 指針に基づく運動指導・産業栄養指導・産業保健指導の担当者、など）
6.健診後のフォローアップ	①健診後のフォローアップの仕組み a.原則として、以下の手順に関するマニュアルが整備されていること。 ・健診後の問い合わせへの対応 ・フォローアップのための適切なアドバイスの実施 ・フォローアップの記録を残すこと など b.他医療機関との連携を行う医療連携室（またはそれに該当する仕組み）があること。 ②主に悪性疾患に関する検査におけるフォローアップ a.要精検者に対する受け入れ体制（または他医療機関への紹介体制）があること。 b.原則として、「精検指示率」と「精検受診率」を把握できること。（*5） ③血圧・糖尿病関連・脂質関連の検査におけるフォローアップ a.要治療指示者に対して受け入れ体制（または他医療機関への紹介体制）があること。 b.生活習慣の改善を指導し、再検査や経過観察を指示する仕組みがあること。 c.上記 a・b の状況の把握に努めること	*5 参考 厚生労働省が示す精検指示率（要精検率）の許容値 胃がん：11.0%以下 肺がん：3.0%以下 大腸がん：7.0%以下 乳がん：11.0%以下（参考値） 子宮がん：1.4%以下 出典「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（厚生労働省設置がん検診事業の評価に関する委員会）
7.結果表・結果の管理	①管理に必要な人員を確保していること。 ②管理に必要な機器を整備し、安全を確保していること。 ③管理の業務手順が明確であること。 ④管理業務を改善する仕組みがあること。 ⑤健診結果は最低 5 年保管すること。 ⑥健診結果を経年比較できるシステム（仕組み）があること。 ⑦電子化への対応を図っていること。（*6）	*6 保険者が希望した場合、特定健診項目部分を国の定める電子的様式（XML データ）で提供できることが必要。

大項目	要件	備考
8.スタッフ	①医師 a.常勤を含む適切な人数が従事すること。 b.健診を管理する責任医師が明確であること。 c.人間ドックの経験と知識を有する医師が従事していることが望ましい。 ②臨床検査技師・診療放射線技師 a.適切な人数が従事すること。 b.超音波検査士などの資格認定を取得していることが望ましい。 ③保健師・看護師（准看護師）・管理栄養士 a.適切な人数が従事すること。 ④事務職員 a.適切な人数が従事すること。 ⑤健診に関する教育体制があること。	※①～④の「適切な人数」とは、施設の規模や機能に見合った人材が確保されていることを求める。
9. 個人情報管理	①個人情報の保護に関する法令・ガイドラインが遵守されていること。 ②「個人情報保護方針」「個人情報の取り扱い規定」が作成されていること。 ③「情報システム管理マニュアル」があること。 ④データ、健診カルテ等の保管場所のアクセス管理（施錠・パスワード等）を行っていること。 ⑤廃棄を適切に行っていること。	
10. 安全管理	①安全確保のための方針・手順・体制が明確であること。 ②医療事故発生時の対応手順を明文化し、周知していること。 ③感染防止対策のマニュアルを整備し、隔離方法を確立するなど活用していること。 ④停電時の対応体制などの防災マニュアルがあること。	
11. 受診環境	診療と健診のスペースが区別されるよう、空間的・時間的な配慮や工夫をしていることが望ましい。	

健保連ドック認定要件（大項目からの構成）

11の大項目から構成



健診当日の特定保健指導についてのお願い

健診機関における健診当日の実施なら…

- 特定保健指導を利用する機会を確実に提供できます。
- 対象者の利便性が高まります。
- 健康意識が高まっている時に保健指導を利用でき、より生活改善が期待できます。



協力いただきたい内容

※健診当日の特定保健指導・ドックの保健指導の実施

- 健診当日に全てのデータが揃っていなくても、腹囲、BMI、血圧、喫煙、服薬状態など、当日すぐに取得できるデータを用いて初回面談の分割実施をお願いします。
（健診当日に血液検査結果が出ない健診機関や、検診車による健診など）
- 健診の流れの中で、医師が特定保健指導の利用勧奨をお願いします。
- 前年度の健診結果から、特定保健指導に該当する可能性のある対象者を健診スタッフ全員が把握し、特定保健指導の該当者となった場合は、特定保健指導の実施をお願いします。

健診機関による受診勧奨のお願い

健診機関が受診勧奨することにより・・・

よりタイムリーに、より身近に、より効果的な介入が可能になる
ので早期の受診勧奨をお願いします。



協力いただきたい内容

※健診当日の医師の結果説明
※健診当日の保健指導の実施
※フォローアップの実施

- 血圧など健診当日に把握できる項目については、「受診が必要である」というメッセージを、健診当日に医師・看護職等の専門職から伝えてください。
- 後日、検査結果が出揃った段階で健診を受診した健診機関からの介入をお願いします。
- 健診結果票に受診勧奨文書の同封をお願いします。

機能評価認定の目的

日本人間ドック・予防医療学会

機能評価実施要綱より

自施設の**優れている点や改善すべき問題点が評点と評価所見により具体的に示され、現状を客観的に把握**することができる。このことより、機能評価は**健診施設の継続的な改善活動を積極的に行える施設へと導き、ひいては施設の質の向上を図る**ことを目的とする。

日本総合健診医学会

ホームページより

条件を満たす施設を「優良総合健診施設」として認定

- 1.施設が独立しており、一般診療受診者と区別されて総合健診が行なわれていること。
- 2.本学会の規定する基準検査項目が行なわれていること。
- 3.総合健診全体の品質管理が行なわれていること。
- 4.受診者全員に対して当日面接を行い、健診結果の説明と生活指導を行うことができること。

全日本病院協会

ホームページより

健康保険組合の被保険者等に対する健診事業の拡充を図るため、「健保連／UAゼンセン 人間ドック実施指定施設（以下、健保連人間ドック実施指定施設）」の認定

全国労働衛生団体連合会

ホームページより

健診機関等の設備・機器、人的体制、健診技術、検査精度、データ管理、健診後のフォローアップの状況、各種規程の整備等の健診機能を総合的に評価し、優良な施設を認定

健診施設で実施していること

確かな経営基盤

契約・予約・会計



画像を含む多項目を**高い精度**で迅速に検査

確かな精度管理



医師による当日**結果説明**

正確に伝わる説明

人員配置



その結果にもとづく**保健指導**

効果の出る指導



受診勧奨と精度管理のための**フォローアップ**

情報の管理



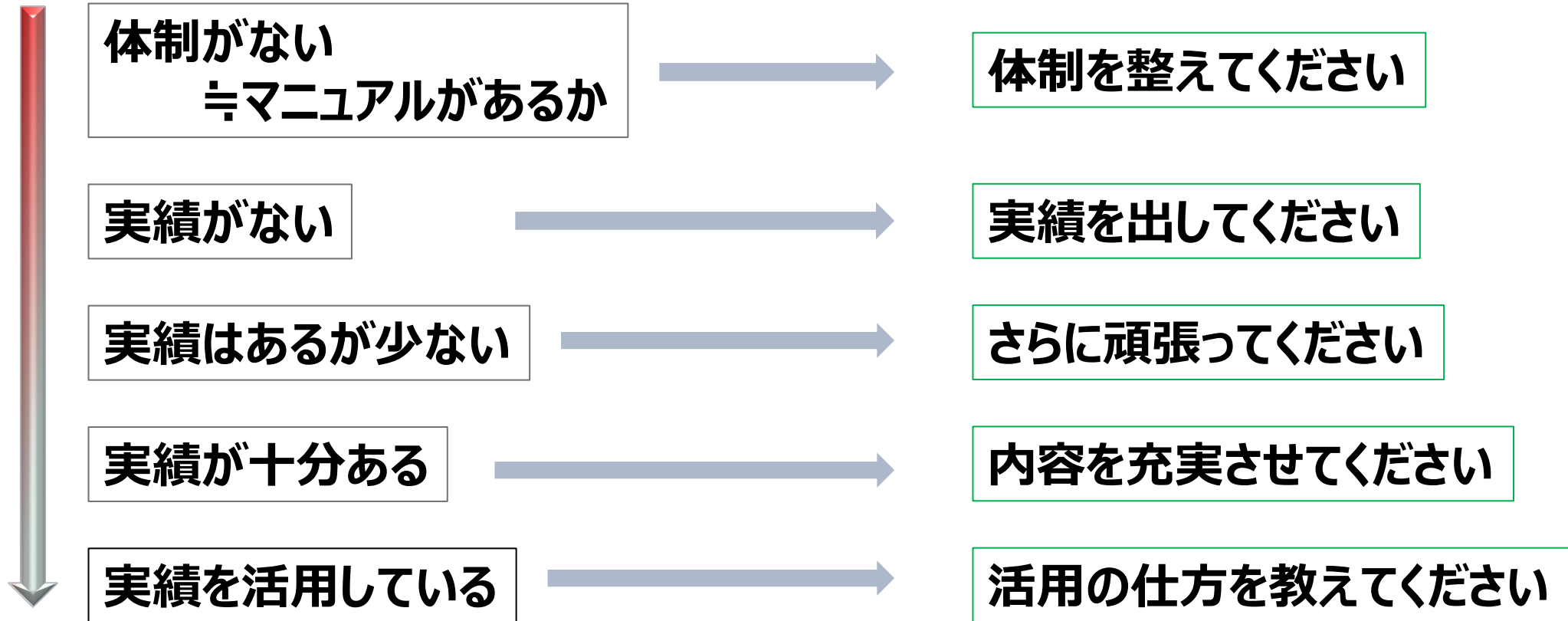
健診の有用性の評価

さらなる精度管理



有益な情報提供

日本人間ドック・予防医療学会の 健診施設機能評価における質向上の仕組み



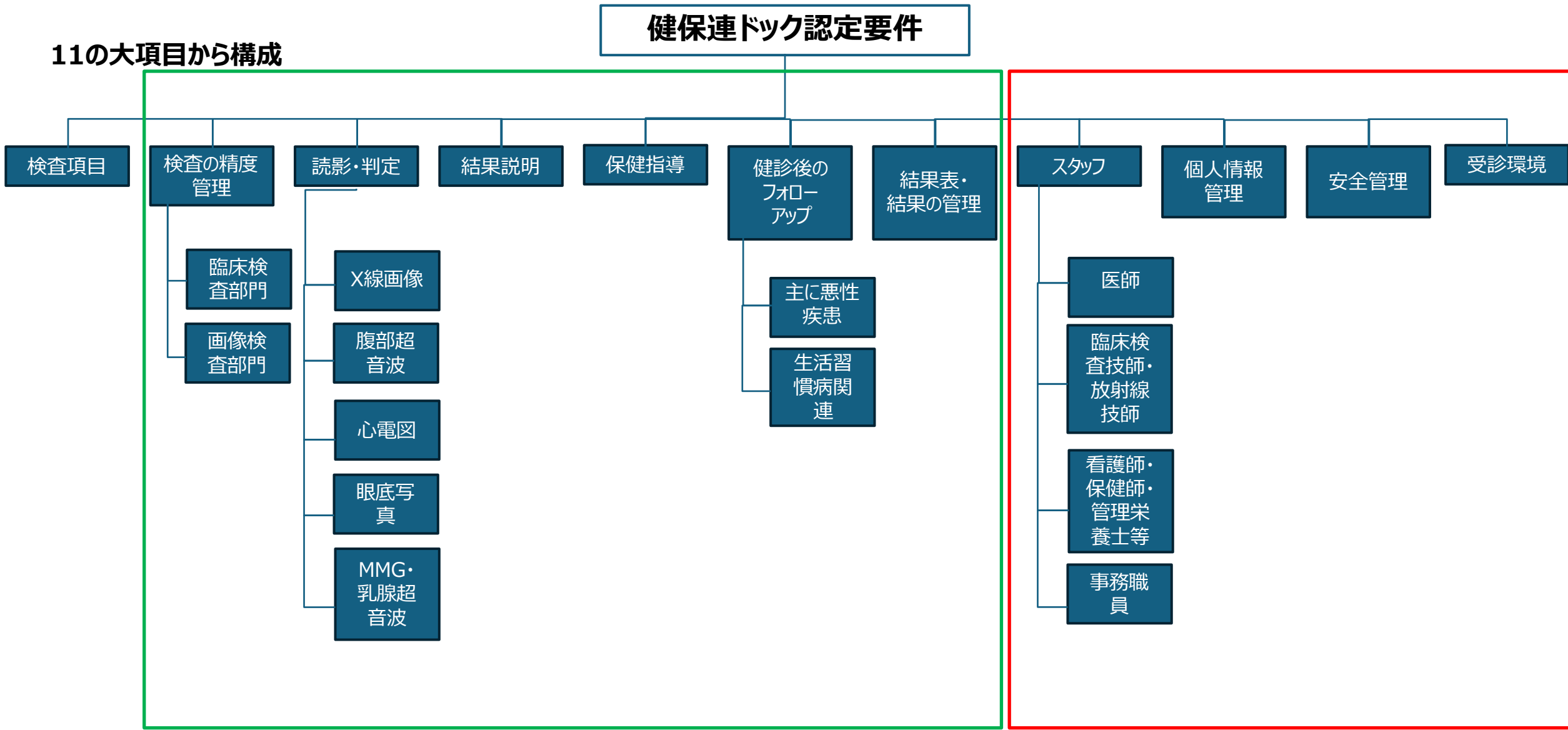
基本姿勢

落とすためではなく、改善をしてほしいと常に思っています。

施設の強みと不足とこれからを考えてほしいと思っています。

少し無理と思っても受けてください。助言します。

健保連ドック認定要件（大項目からの構成）



第1領域：健診実施体制の確認

- 1.1 明文化された理念・基本方針・受診者の権利がある
- 1.2 予算書・決算報告書等を作成し、健診部門に関する計画や報告をしている
- 1.3 指揮命令系統や責任体制が明確な法人全体の組織図および健診部門の組織図がある
- 1.4 健診業務を管理する医師の関与状況
- 1.5 医師入職時の資格確認を適切に行っている
- 1.6 健診業務に関与する医師の日本人間ドック・予防医療学会認定医、人間ドック健診専門医やその他専門医の取得状況
- 1.7 教育・研修の体制を構築している
- 1.8 医療安全管理に関するマニュアル作成と組織的な対策検討が行われている
- 1.9 医療安全に関する教育研修を定期的の実施している
- 1.10 医療事故やインシデントを報告するしくみがあり、再発防止に取り組んでいる
- 1.11 感染対策に関するマニュアル作成と組織的な対策検討が行われている
- 1.12 感染対策に関する教育研修を定期的の実施している

- 1.13 感染性廃棄物の管理【ラウンド時にも確認】
- 1.14 安全衛生管理体制を確立している
- 1.15 火災やその他の災害への対策
- 1.16 情報システムの管理に関する方針
- 1.17 情報システムを適切に管理している【ラウンド時にも確認】
- 1.18 個人情報保護に関する方針を明確にしている【ラウンド時にも確認】
- 1.19 個人情報保護に関する教育研修を定期的実施している
- 1.20 個人情報を含むデータや資料を適切に管理している【ラウンド時にも確認】
- 1.21 事前送付資料やホームページによる情報提供をしている
- 1.22 受診者の質問や相談に対応する体制
- 1.23 医療面接（事前問診）による確認と職員間での情報共有体制
- 1.24 診察の体制が整備されている【ラウンド時に確認】
- 1.25 侵襲的な検査における説明と同意書の取得している
- 1.26 受診者の安全確保体制を確立している【ラウンド時にも確認】
- 1.27 医療機関の患者が混在する場合の配慮がある

- 1.28 検体検査部門における精度管理を実施している
- 1.29 画像診断部門の精度管理を実施している
- 1.30 検査におけるトラブル（検査が原因となる受診者の不利益）の把握
- 1.31 採血検査
- 1.32 胸部X線検査
- 1.33 マンモグラフィ検査
- 1.34 呼吸機能検査
- 1.35 上部消化管X線検査
- 1.36 上部消化管内視鏡検査
- 1.37 腹部超音波検査
- 1.38 読影画像の読影、判定が適切に実施されている
- 1.39 検査の判定が明確である
- 1.40 健診結果の分析と評価
- 1.41 受診者からの意見や要望に基づき改善活動を行っている【ラウンド時にも確認】
- 1.42 健診結果を適切に提供している
- 1.43 健診結果を適切な期間で提供している
- 1.44 健診結果データ提供のしくみ

第2領域：特定保健指導実施体制の確認

2.1 【特定保健指導】体制（特定保健指導未契約の施設はn/a）がある

特定保健指導の実施		☐ あり（以下に回答）	☐ なし（6-3へ）	
施設全体の <u>前々年度</u> の特定保健指導実施数		年度	計	人
分類	初回面接実施者数	終了者数	服薬開始	脱落者数
動機付け支援	人	人	人	人
積極的支援	人	人	人	人
備考				

特定保健指導初回面接実施体制	
☐	健診当日の結果に基づき特定保健指導実施
☐	健診結果が揃わない場合の分割実施
☐	健診結果が出てから後日面接実施(3か月以内)
☐	情報通信技術を活用した初回遠隔面接(ICT)実施

書類の有無 選択

特定保健指導運用マニュアル

第3領域：人間ドック実施体制の確認

3.1 人間ドックの結果表

3.2 人間ドック実施指定契約に必要な検査項目

3.3 人間ドックにおける医師による結果説明実施状況（実績確認）

3.4 人間ドックの結果に基づく保健指導の実施体制

3.5 フォローアップ体制の構築